

工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）の運用について

法務省大臣官房施設課

工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）につき、下記のとおり運用することとしたので、お知らせします。

記

1 主要な工事材料

(1) 単品スライド条項に規定する「主要な工事材料」は、「鋼材類」又は「燃料油」であって、各品ごとに次式により算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の100分の1に相当する金額を超えるものとする。

$$\text{変動額(鋼材類)} = M'(\text{鋼材類}) - M(\text{鋼材類})$$

$$\text{変動額(燃料油)} = M'(\text{燃料油}) - M(\text{燃料油})$$

$$M(\text{鋼材類}), M(\text{燃料油}) = (p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m) \times k \times 110/100$$

$$M'(\text{鋼材類}), M'(\text{燃料油}) = (p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m) \times k \times 110/100$$

M(鋼材類), M(燃料油) : 変動前の鋼材類又は燃料油の金額

M'(鋼材類), M'(燃料油) : 変動後の鋼材類又は燃料油の金額

p : 設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価

p' : 記3に基づき算定した価格変動後における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価

D : 記4に基づき鋼材類又は燃料油に該当する各材料について算定した対象数量

k : 落札率

(2) (1)に規定する「請負代金額」は、請負代金の部分払をした工事にあつては、請負代金額から当該部分払の対象となった出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品（以下「出来形部分等」という。）に相応する請負代金相当額を控除した額とする。ただし、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の工事請負契約書第37条第3項に規定する通知の書面において、記6により、甲または乙は当該部分払の対象となった出来形部分等を単品スライド条項の適

用対象とすることができる旨を記載した場合は、請負代金額から部分払の対象となった出来形部分等に相応する請負代金相当額を控除しない額とする（様式7参照）。

2 スライド額の算定

(1) 請負代金の変更額（以下「スライド額」という。）の算定は、記1により、当該工事の主要な工事材料とされた鋼材類又は燃料油に該当する各材料（以下「対象材料」という。）の単価等に基づき、次式ア～ウのいずれか（※）により行う。

$$\text{ア } S = (M'(\text{鋼材類}) - M(\text{鋼材類})) - P \times 1/100$$

$$\text{イ } S = (M'(\text{燃料油}) - M(\text{燃料油})) - P \times 1/100$$

$$\text{ウ } S = (M'(\text{鋼材類}) - M(\text{鋼材類})) + (M'(\text{燃料油}) - M(\text{燃料油})) - P \times 1/100$$

S：スライド額

P：記1で規定する請負代金額

※ 記1(1)により、「鋼材類」，「燃料油」の分類ごとに各材料の総価格変動額が当初請負代金額の1%を超えている必要があるため、例えば、「鋼材類」がこれを超え、「燃料油」がこれを超えていない場合は、「鋼材類」のみが該当品目となるため、アにより算定する。

(2) 乙が各対象材料を実際に購入した際の代金額を鋼材類又は燃料油の各品目ごとに合計した金額（消費税相当額を含む。）を算定し、これら実際の購入金額が(1)のM'（鋼材類）又はM'（燃料油）を下回る場合にあっては、(1)にかかわらず、(1)のM'（鋼材類）に代えて乙の鋼材類の実際の購入金額を、M'（燃料油）に代えて乙の燃料油の実際の購入金額を用いて、(1)の算式によりスライド額を算定する。

(3) (2)の「乙が各対象材料を実際に購入した際の代金額」は、次に定めるとおりとする。

① 記5により確認される各対象材料の実際の購入数量が、記4に規定する対象数量以下である場合は、当該対象材料を乙が実際に購入した際の代金額。

② 記5により確認される各対象材料の実際の購入数量が、記4に規定する対象数量を上回る場合は、各対象材料ごとに、当該対象数量を実際に購入した数量で除し、これに乙が実際に購入した際の価格を乗じて得た金額。

③ 燃料油に該当する各対象材料について、記 5(3)により、主たる用途以外の用途に用いた数量を記 4 の対象数量とすることとした場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量に、記 3(1)②ロの平均価格を乗じて得た金額。

(4) スライド額の算定は、主要な工事材料に係る価格の変動分について行うものであり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。

3 価格変動後における単価の算定方法

(1) スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価（ p' ）は、次に定めるとおりとする。

① 鋼材類

各対象材料を現場に搬入した月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を搬入月ごとの搬入数量で加重平均した価格）とする。

② 燃料油

イ 各対象材料を購入した月の実勢価格（対象材料を複数の月に購入した場合にあっては、各購入月の実勢価格を購入月ごとの購入数量で加重平均した価格）とする。

ロ 各対象材料のうち、記 5(3)の規定により、乙が提出した主たる用途に用いた数量の証明書類に基づいて当該証明に係る数量以外の数量についても、記 4 の対象数量とすることとしたものにあつては、イの規定にかかわらず、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

(2) (1)①及び②イに規定する各対象材料の搬入又は購入（以下「搬入等」という。）の月及び数量は、工事請負契約書第 13 条第 2 項による工事材料の検査又は確認の際に把握された月及び数量とし、当該検査又は確認の際に搬入等の月及び数量が把握されていない対象材料があるときは、別途の方法で把握した搬入等の月及び数量とする。

4 対象数量の算出方法

(1) スライド額の算定の対象とする数量（ D ）（以下「対象数量」という。）は、各対象材料ごとに、次に掲げる数量とする。

① 設計図書（数量書）に記載された数量があるときは、当該数量

② 数量総括表に一式で計上されている仮設工等にあつては、甲の設計数量

③ その運搬に燃料油を用いる各種資材であつて、燃料油の価格が著しく変動し、請負代金額が不相当となるもの（運搬費用が設計図書に明示されないものに限る。）にあつては、当該運搬に要する燃料油に該当する各対象材料の数量で客観的に確認できるもの

(2) 請負代金の部分払をした工事にあつては、記 6 に定めるところにより、単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合を除き、(1)に規定する数量から、部分払の対象となった出来形部分等に係る数量を控除する。

5 搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する乙への確認

(1) 乙が単品スライド条項の適用を請求したときは、乙に対し、乙が各対象材料を実際に購入した際の価格（数量及び単価）、購入先、当該対象材料の搬入等の月を証明する書類を求めるものとする。

(2) 乙が(1)の求めに応じず、必要な証明書類を提出しないため、対象材料について(1)に規定する事項を確認できない場合には、当該対象材料は、単品スライド条項の対象とはしないものとする。

(3) (2)の規定にかかわらず、燃料油に該当する各対象材料については、当該対象材料の購入価格（数量及び単価）、購入先及び購入時期のすべてを証明する書類を乙が提出し難い事情があると認める場合においては、乙が主たる用途に用いた数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、乙が証明書類を提出しないことがやむを得ないと認める範囲で、乙が証明した数量以外の数量についても記 4 の対象数量とすることができる。

6 部分払時の取扱い

工事請負契約書第 37 条第 3 項に基づき、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の通知を行うに当たり、対象材料の価格変動に伴って、当該工事の請負代金額が不相当となるおそれがあると認めるときは、甲又は乙の求めに応じ、当該通知を行う書面に、甲又は乙は部分払の対象となった出来形部分等についても単品スライド条項の協議の対象とすることができる旨を記載するものとする。

7 部分引渡し

工事請負契約書第 38 条の規定に基づく部分引渡しを終えた工事について

は、当該部分引渡しに係る工事部分については、単品スライド条項を適用することができない。

8 請負代金額の変更手続

- (1) 単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。）が2月以上ある場合に限り、これを行うことができることとする。
- (2) 乙が(1)に規定する請求を行う場合は、様式1をもって行うこととし、これがあつたときは、工事請負契約書第25条第8項の規定に基づき、甲は乙の意見を聴いた上で、同項に規定する「協議開始の日」を原則「工期末から45日前の日」と定め、これを(1)の請求があつた日から7日以内に乙に様式2をもって通知するものとする。
- (3) 乙は、(2)の通知を受けた場合は、請負代金額変更請求額計算書（様式3）等に証明資料（対象資材を実際の購入した数量、単価、購入先及び購入月を証明する書類（領収書等））を添えて速やかに甲へ提出するものとする。
- (4) 甲は、乙との協議ののち、様式5ないし様式6をもってその結果を乙に通知するものとするが、この通知に基づく請負代金額の契約変更は、工期の末に行うものとする。

9 全体スライドを行う場合の取扱い

工事請負契約書第25条第1項から第4項までの規定（以下「全体スライド条項」という。）を適用して請負代金額を変更した契約については、記1(1)中「請負代金額」とあるのは「全体スライド条項の適用により変更した後の請負代金額」と、「設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価」とあるのは「設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価（工事請負契約書第25条第3項の基準の日以降については、当該基準の日における単価）」と、記2(1)中「請負代金額」とあるのは「請負代金額から工事請負契約書第25条第3項の変動後残工事代金額を控除した額（同項の基準の日以降については、0とする。）」と読み替える。

10 その他

本件取扱いは、平成20年7月31日から施行し、適用する。

附 則

本件取扱いは、令和元年10月1日から適用する。

様式 1 (契第 25 条第 5 項関係)

△△〇〇年〇〇月〇〇日

(発注者)

支出負担行為担当官

〇 〇 〇 〇 殿

請負者 住 所
会 社 名
代表者名

印

請 求 書

現在履行中の工事の物価変動に基づく請負代金額の変更について、工事請負契約書第 25 条第 5 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 工 事 名
- 2 契約年月日 △△〇〇年〇〇月〇〇日
- 3 請 負 代 金
- 4 工 期 △△〇〇年〇〇月〇〇日～△△〇〇年〇〇月〇〇日
- 5 請求する主要資材名
(請求する工事材料を具体的に記入)
- 6 変更請求概算額

注 1 様式 1-1 (概算請求書) を併せて提出すること。

2 請求額は概算とし、精査の結果、請求額を変更しても問題はない。

3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番縦とする。

請負代金額変更請求額概算計算書

発注者
支出負担行為担当官

殿

請負者
商号又は名称
代表者氏名

印

△△〇〇年〇〇月〇〇日付けで通知のあった単品スライド条項に伴う請負代金額の変更請求額の内訳は、下記のとおりです。

工 事 名

記

品目	規格	単位	数量	当初単価	当初想定金額	購入単価	購入金額	購入年月	差額	備考
記載例										
○鋼	○	t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇年〇月	〇〇〇,〇〇〇	
○鋼	○	t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇年〇月	〇〇〇,〇〇〇	
			〇〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇年〇月 計
○鋼	○	t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇年△月	〇〇〇,〇〇〇	
○鋼	○	t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇年△月	〇〇〇,〇〇〇	
			〇〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇年△月 計
○鋼計	○	t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇	○鋼合計
鋼材類 合計					〇,〇〇〇,〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇	

□油	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇年△月	〇〇,〇〇〇	
□油	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇年△月	〇〇,〇〇〇	
			〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇〇,〇〇〇		〇〇〇,〇〇〇	〇〇年△月 計
□油 計	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇		〇〇,〇〇〇	□油合計
△油	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇年□月	〇〇,〇〇〇	
△油	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇年□月	〇〇,〇〇〇	
			〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇〇,〇〇〇		〇〇〇,〇〇〇	〇〇年□月 計
△油 計	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇		〇〇,〇〇〇	△油合計
燃料油 合計					〇,〇〇〇,〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇	

変動額									〇,〇〇〇,〇〇〇	
単品スライド請求額									〇,〇〇〇,〇〇〇	

(注)

- 1 購入先、購入単価、購入数量等については、その内容を証明する資料（納品書等）を添付の上、併せて監督職員に提出すること。
証明できない場合は、概算数量を記載の上、その算出根拠を記した書類を提出し、協議するものとする。
- 2 対象材料は、品目毎及び購入年月毎に取りまとめるものとする。なお、取りまとめ数量欄が足りない場合は、複数枚になっても差し支えない。
- 3 変動額から受注者の負担額を差し引いて、単品スライド請求額を算出する計算過程を、別紙に記載すること。
- 4 注1の資料に不備があり、対象材料等の確認ができない場合は、請負代金額の変更（単品スライド条項の適用）ができないことがある。

様式 2 (契第 25 条第 8 項関係)

〇〇〇発第 号
△△〇〇年〇〇月〇〇日

(請負者)

商号又は名称

代表者氏名 殿

支出負担行為担当官

〇 〇 〇 〇 印

工事請負契約書第 25 条第 8 項に係る協議開始の日について
△△〇〇年〇〇月〇〇日付けで請求のあった〇〇工事の請負代金額の変更に
関する協議開始の日を下記のとおり定めたので、工事請負契約書第 25 条第 8
項の規定により通知します。

なお、当該請負代金額の変更については、当該工事に係る主要な工事材料の
変動額が請負代金額の 1000 分の 10 を超える額について行うものとします。

おって、本協議に必要な資料については、別添の様式により取りまとめの上、
遅滞無く監督職員に提出願います。

記

協議開始の日 △△〇〇年〇〇月〇〇日

備考 1 記 1 について、請負者からの請求日から 7 日以降に工期の延期を想定している場合は、
「工期末の 45 日前」と記載する。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番縦とする。

請負代金額変更請求額計算書

発注者
支出負担行為担当官

殿

請負者
商号又は名称
代表者氏名

印

△△〇〇年〇〇月〇〇日付けで通知のあった単品スライド条項に伴う請負代金額の変更請求額の内訳は、下記のとおりです。

工 事 名

記

品目	規格	単位	数量	当初単価	当初想定金額	購入単価	購入金額	購入先	購入年月	差額	備考
記載例											
○鋼	○	t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇商社	〇〇年〇月	〇〇〇,〇〇〇	
○鋼	○	t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇商社	〇〇年〇月	〇〇〇,〇〇〇	
			〇〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇			〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇年〇月 計
○鋼	○	t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇商社	〇〇年△月	〇〇〇,〇〇〇	
○鋼	○	t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇商社	〇〇年△月	〇〇〇,〇〇〇	
			〇〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇			〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇年△月 計
○鋼計	○	t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇			〇,〇〇〇,〇〇〇	○鋼合計
鋼材類 合計							〇,〇〇〇,〇〇〇			〇,〇〇〇,〇〇〇	

□油	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇石油	〇〇年△月	〇〇,〇〇〇	
□油	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇石油	〇〇年△月	〇〇,〇〇〇	
			〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇〇,〇〇〇			〇〇〇,〇〇〇	〇〇年△月 計
□油 計	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇			〇〇,〇〇〇	□油合計
△油	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	□□石油	〇〇年□月	〇〇,〇〇〇	
△油	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	□□石油	〇〇年□月	〇〇,〇〇〇	
			〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇〇,〇〇〇			〇〇〇,〇〇〇	〇〇年□月 計
△油 計	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇			〇〇,〇〇〇	△油合計
燃料油 合計							〇,〇〇〇,〇〇〇			〇,〇〇〇,〇〇〇	

変動額										〇,〇〇〇,〇〇〇	
単品スライド請求額										〇,〇〇〇,〇〇〇	

(注)

- 購入先、購入単価、購入数量等については、その内容を証明する資料（納品書等）を添付の上、併せて監督職員に提出すること。
証明できない場合は、概算数量を記載の上、その算出根拠を記した書類を提出し、協議するものとする。
- 対象材料は、品目毎及び購入年月毎に取りまとめるものとする。なお、取りまとめ数量欄が足りない場合は、複数枚になっても差し支えない。
- 変動額から受注者の負担額を差し引いて、単品スライド請求額を算出する計算過程を、別紙に記載すること。
- 注1の資料に不備があり、対象材料等の確認ができない場合は、請負代金額の変更（単品スライド条項の適用）ができないことがある。

請負代金額の変更の対象材料計算総括表

発注者
支出負担行為担当官 殿

請負者
商号又は名称
代表者氏名 印

△△〇〇年〇〇月〇〇日付けで通知のあった請負代金額の変更に必要な購入した価格等について、下記のとおり資料を提出します。

工 事 名

記

品目	規格	単位	数量	購入単価	購入金額	購入先	購入年月	使用した建設機械名	使用目的	証明の有無	備考
記載例											
軽油	1. 2号	L	5,000	90	450,000	四国石油	〇〇年4月		現場内重機	有	別添〇〇
軽油	1. 2号	L	10,000	100	1,000,000	四国石油	〇〇年5月		現場内重機	有	別添〇〇
軽油	1. 2号	L	15,000	100	1,500,000	四国石油	〇〇年6月		現場内重機	有	別添〇〇
軽油	1. 2号	L	14,000	100	1,400,000	四国石油	〇〇年7月		現場内重機	有	別添〇〇
軽油	1. 2号	L	5,000	110	550,000	四国石油	〇〇年8月		現場内重機	有	別添〇〇
軽油	1. 2号	L	1,000	100	100,000	四国石油	〇〇年9月		現場内重機	有	別添〇〇
購入数量(証明済み) 合計			50,000								
軽油	1. 2号	L	2,000			四国石油	〇〇年10月	ダンプ	現場~〇〇地先(流用先)運搬	無	別添〇〇
軽油	1. 2号	L	2,000			四国石油	〇〇年11月	ダンプ	現場~〇〇地先(流用先)運搬	無	別添〇〇
軽油	1. 2号	L	1,000			四国石油	〇〇年12月	ダンプ	現場~〇〇地先(流用先)運搬	無	別添〇〇
購入数量(未証明) 合計											

(注)

- 購入先、購入単価、購入数量等については、その内容を証明する資料(納品書等)を添付の上、併せて監督職員に提出すること。
証明できない場合は、概算数量を記載の上、その算出根拠を記した書類を提出し、協議するものとする。
- 対象材料は、品目毎及び購入年月毎に取りまとめるものとする。なお、取りまとめ数量欄が足りない場合は、別紙にとりまとめるものとする。
ただし、同一の品目で同一年月でも複数の単価がある場合は、区分するものとする。
また、当該品目が同一月で複数の工種や機械で使用されている場合、監督職員から工種や機械毎等の内訳を提出するよう要求があった場合など、追加資料が必要である。

建設機械の貨物自動車等による運搬にかかる運搬金額計算総括表(提出資料)

記載例

建設機械名・規格				路面切削機		機械搬入所在地		札幌市西区		現場所在地		旭川市南が丘		機械搬出場所		札幌市西区	
運搬車両				運賃													
機械名	規格 (t積)	運搬距離 (km)	積載重量 (t)	基本運賃	×(1+	特出品	+	悪路	+	深夜早朝	+	冬期割増)+	地区割増 ・その他	=	合計	
セミトレーラ	30	110	29	81,000	×(1+	0.7	+	0	+	0	+	0)+	1,880	=	139,580	
					×(1+		+		+		+)+		=		
					×(1+		+		+		+)+		=		
					×(1+		+		+		+)+		=		

重建設機械の分解、組立及び輸送にかかる運搬金額計算総括表(提出資料)

記載例

建設機械名・規格				ブルドーザ21t級		機械搬入所在地		富良野町		現場所在地		旭川市南が丘		機械搬出場所		富良野町	
運搬車両				運賃													
機械名	規格 (t積)	運搬距離 (km)	積載重量 (t)	基本運賃	×(1+	特出品	+	悪路	+	深夜早朝	+	冬期割増)+	地区割増 ・その他	=	合計	
セミトレーラ	20	50	19.973	42,000	×(1+	0.7	+	0	+	0	+	0)+	1,355	=	72,755	
トラック	4	60	1.322	18,500	×(1+	0.6	+	0	+	0	+	0)+	650	=	30,250	
					×(1+		+		+		+)+		=		
					×(1+		+		+		+)+		=		
																103,005	
														合計往復	=	206,010	

仮設材(鋼矢板, H形鋼, 覆工板等)の運搬にかかる運搬金額計算総括表(提出資料)

記載例

仮設材				機械搬入所在地		江別市		現場所在地		旭川市南が丘		機械搬出場所		江別市			
運搬車両				運賃													
機械名	規格 (t積)	運搬距離 (km)	積載重量 (t)	数量 (t)	+	基本運賃 (t)	×(1+	深夜早朝	+	冬期割増)+	その他	=	合計			
セミトレーラ	20	90	5	H鋼(12m以内)	95	×	4,000	×(1+	0	+	0	+	0	=	380,000		
						×		×(1+		+		+		=			
						×		×(1+		+		+		=			
						×		×(1+		+		+		=			

様式 4

〇〇〇発第 号
△△〇〇年〇〇月〇〇日

(請負者)

商号又は名称

代表者氏名

殿

支出負担行為担当官

〇 〇 〇 〇 印

スライド変更等協議書

△△〇〇年〇〇月〇〇日付けで請求のあった工事請負契約書第25条第5項の適用に基づく請負代金額の変更請求について、別添のとおり品目、規格、数量としたので、協議します。

備考 本様式は、発注者から請負業者に対象品目、規格、数量等について通知する場合に必要な
応じて使用する。

様式 4 - 1

ス ラ イ ド 調 書

工事名	
請負代金額 (消費税相当額含む)	
設計書金額 (消費税相当額含む)	
工期	自) △△〇〇年〇〇月〇〇日 至) △△〇〇年〇〇月〇〇日
スライド金額 (S)	
うち取引に係る消費税及び地方 消費税の額	

支出負担行為担当官

(官職氏名) ○ ○ ○ ○

別添（様式4-1関係）

〇〇工事に係る物価の変動に基づくスライド額計算書

① 請負代金額 (消費税額含む)	
② 設計書金額 (消費税相当額含む)	
③ 既済部分出来高金額 (消費税相当額含む)	
④ スライド対象請負金額 (消費税相当額含む)	
⑤ (Ms'-Ms) 又は (請負の購入金額・鋼-Ms) の安い方 (消費税含む・落札率考慮)	
⑥ (Mo'-Mo) 又は (請負の購入金額・油-Mo) の安い方 (消費税含む・落札率考慮)	

1 スライド額 (S)

$$S = (Ms' - Ms) + (Mo' - Mo) - P \times 1 / 100$$

$$= ⑤ + ⑥ - ④ \times 1 / 100 =$$

$$Ms, Mo = (p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m) \times k \times 110 / 100$$

$$Ms', Mo' = (p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m) \times k \times 110 / 100$$

Ms : 価格変動前の鋼材類の金額

Mo : 価格変動前の燃料油の金額

Ms' : 価格変動後の鋼材類の金額

Mo' : 価格変動後の燃料油の金額

p : 設計時の各対象材料の単価

p' : 価格変動後の各対象材料の単価

D : 各対象材料について算定した対象材料

k : 落札率

P : 対象工事費

2 スライド金額(S') = スライド額 S × 100 / 110 =

(万円未満切捨て)

3 消費税相当額 = スライド額(S) × 0.10 =

4 スライド額(S) = スライド額(S') + 消費税相当額 =

様式 5 (契第 25 条第 7 項関係)

〇〇〇発第 号
△△〇〇年〇〇月〇〇日

(請負者)

商号又は名称

代表者氏名 殿

支出負担行為担当官

〇 〇 〇 〇 印

工事請負契約書第 25 条第 5 項に基づく請負代金額の変更について (協議)

△△〇年〇月〇日付で請求のあった標記について, 工事請負契約書第 25 条第 7 項の規定により下記のとおり協議します。

なお, 異存がなければ, 別添の様式による工事請負変更契約書を 2 通を作成し, 記名押印の上提出願います。

記

1 工 事 名

2 スライド変更金額 (増) ¥〇, 〇〇〇, 〇〇〇-

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥〇, 〇〇〇-

備考 用紙の大きさは, 日本産業規格 A 列 4 番縦とする。

工事請負変更契約書（第〇回）

工事名 ○○○○工事

変更契約事項

- 1 請負工事変更増額 ¥○○○, ○○○-
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥○, ○○○-
- 2 工事請負契約書第 2 5 条第 5 項の規定に基づく賃金又は物価の変動による変更
- 3 工事請負契約書第 3 9 条第 1 項に定める, 支払限度額を次のとおり変更する。
△△○年度 元 ¥△△△, △△△- 改 ¥□□□, □□□-
- 4 工事請負契約書第 3 9 条第 2 項に定める, 出来高予定額を次のとおり変更する。
△△○年度 元 ¥△△△, △△△- 改 ¥□□□, □□□-
- 5 その他 原請負契約書, 第△回変更契約書及び第〇回変更契約書条項のとおり

上記変更契約の証として本書 2 通を作成し, 当事者記名押印の上, 各自 1 通を原請負契約書, 第△回変更契約書及び第〇回変更契約書とともに保有する。

△△○○年○○月○○日

支出負担行為担当官 住 所
官職氏名

請 負 者 住 所
氏 名

* 上記 3, 4 は国債工事の場合に記載する。

様式 6 (契第 25 条第 7 項関係)

〇〇〇発第 号
△△〇〇年〇〇月〇〇日

(請負者)

商号又は名称

代表者氏名 殿

支出負担行為担当官

〇 〇 〇 〇 印

変更・決定通知書

〇〇工事の請負代金額を下記のとおり変更決定するので、工事請負契約書第 25 条第 7 項の規定により通知します。

記

1 工 事 名

2 変 更 額 ¥〇, 〇〇〇, 〇〇〇－ (増額)

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥〇, 〇〇〇－

備考 1 第 25 条第 7 項ただし書きに規定する請負代金額についての協議が整わないときの通知は、様式 4 に代えて本様式を用いるものとする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番縦とする。

様式 7 (記の 1 (2)関係)

△△〇〇年〇〇月〇〇日

(発注者)

支出負担行為担当官

〇 〇 〇 〇 殿

請負者 住 所

会 社 名

代表者名

印

請負工事既済部分検査請求書

工事請負契約書第 3 7 条第 2 項により既済部分検査を請求します。
今回、請求する部分払いの範囲については、△△〇〇年〇〇月〇〇日
付け請求書に基づき、工事請負契約書第 25 条第 5 項の対象とすること
を併せて要請します。

記

工 事 名	
工 期	自
	至

備考 監督職員に提出する。

様式 7-1 (記の 1 (2)関係)

△△〇〇年〇〇月〇〇日

(請負者)

商号又は名称

代表者氏名 殿

支出負担行為担当官

〇 〇 〇 〇 印

既済部分確認通知書

下記工事について、検査の結果、既済部分を確認したので通知します。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所
- 3 工 期 △△〇〇年〇〇月〇〇日～△△〇〇年〇〇月〇〇日
- 4 請負代金額

当該既済部分検査で確認した出来高は工事請負契約書第 25 条第 5 項の請求対象とする。

なお、既済部分に相応する請負代金額を ¥ ー と算定したので、異存が無ければ部分払の請求を行われたい。